

中 自 協 通 信

第17号 発行日:令和5年3月20日 発行者:中部地区自治協議会

◎ 中部地区防災計画を策定しました。

① 計画の目的

防災計画は、災害対策基本法（昭和36年制定）に基づいて国、都道府県、市町村が策定していますが、対象とする広さや内容、役割がそれぞれ異なっています。

この災害対策基本法は、東日本大震災で市町村の行政機能が麻痺してしまい、住民自身による自助と地域における共助が救出・救助・避難所運営などにおいて大変重要な役割を果たしたことを踏まえて、今までの防災計画だけでは不十分だとして平成25年6月に改正されました。

住民が居住する地域の実情を反映させて、今までよりもきめ細かく防災活動や避難行動につながるようにするため、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者による「地区防災計画」をつくることが求められることになりました。

佐世保市内には27の地区自治協議会が存しますが、令和元年度以降、順次地区防災計画の策定が進められており、令和4年度に中部地区の防災計画を策定しました。（令和3年度までに16の自治協議会で策定済みです。）

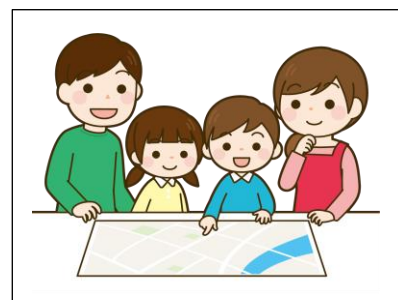
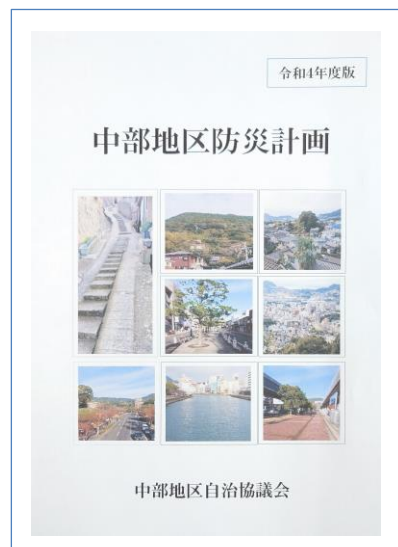
② 計画の概要

中部地区防災計画の基本方針を、「地区内の住民全員が協力して、災害による犠牲者『ゼロ』を目指す。」として、活動目標、中部地区の災害特徴や想定される災害への対応を記載しています。

また、平常時や災害時における防災活動、家庭用備蓄、避難行動要支援者への支援・対応、消防団や事業所等との連携、防災訓練、救命の手順などについても分かりやすく述べています。

災害が起こる可能性が高いときや実際に災害が起きたときに留意しておくべき事柄を地図上に記載した「防災マップ」も作成しています。

これらの内容を冊子として作成し各世帯に配付いたしますので、ぜひそれぞれのご家庭で防災について話をしてみてください。



③ 防災計画を実効あるものにするため

「災害は忘れたころにやってくる。」

阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など、予期しないことが突然起こりました。

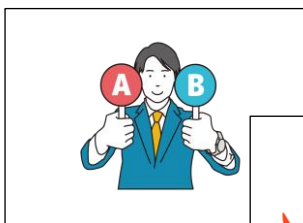
地震、津波、洪水、河川のはん濫、地すべりなど自然の脅威を前にして私たちは何を、どうすればいいのでしょうか。

このことを考える材料として防災計画をつくりましたが、目を通すだけでは不十分です。実際にシミュレーションして行動してみる、災害が起きたときを想定して判断力を高める訓練をする、こういったことを定期的に行っていくことが大切であろうと考えています。

しかも楽しみながらこういったことができればいいと思いませんか。

例えば、レクリエーションや運動会のメニューに、簡易担架をつくって人や物を運んでみる、水消火器を使つて的当てをする、切羽詰まった状況を想定した〇×ゲームをするなど防災訓練の要素を入れてみたりして、体験的に防災を理解する取り組みが考えられます。

中部地区の一人お一人のお知恵をお借りしながら自治協議会としての創意工夫に努めていかなければならないと認識しています。



編集後記

新型コロナウイルスの対応が大きく変更されることになりました。

令和5年3月13日から、「マスク着用は個人の判断が基本」とする取り扱いになり、周囲の方に感染を広げないためなのか、ご自身を感染から守るためなのか、様々な場面で対応が異なってきます。人の考え方や感じ方が異なる中でトラブルなく回っていけばいいなと願っています。